

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

国民年金の住所異動の手続は全て私がしてきたが、私は車の免許を持たず、子育て中でもあったので、A 区の交通の便が良いところ等では自分で国民年金保険料を納付してきたが、交通の便が悪いところでは、元夫が私の保険料を納付してくれていた。二人とも、国民年金保険料を納付しないと老後に困ると思っていたので、保険料を納付しないということは考えられない。結婚したときからずっと納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の始期である A 区から B 市への異動について、B 市国民年金担当は、同市には国民年金被保険者名簿は保存されていないため不明としているものの、申立人が所持している年金手帳を見ると、国民年金の住所異動の手続が適正に行われていることが確認できる上、異動手続を行ったとする申立人の記憶も明らかであることから、申立人は、申立期間に係る新住所地である B 市においても、引き続き保険料を納付する意思があったと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和 51 年 12 月の結婚後に国民年金に任意加入し、この後、3 度の住所異動を経ているが、申立期間に至るまでの全ての期間の国民年金保険料を定額納付又は定額前納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえ、前述のとおり住所変更手続を行った申立人が、申立期間のみ国民年金保険料を納付しないとする事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの期間及び51年10月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年10月から51年3月まで  
② 昭和51年10月から52年6月まで

昭和53年7月頃に国民年金に加入した際、集金人から特例納付の話聞いたので、当時、満期となった定期貯金の約200万円で、私と妻の過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料を一括して納付したのは間違いないので、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、同記号番号が払い出された時期は第3回目の特例納付が実施されていた期間である。

また、オンライン記録により、申立人及びその妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された後に、それまで未納とされている国民年金保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付していることが確認できるところ、特例納付を行った場合に本来存在すべき特殊台帳が存在しないなど、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

さらに、過年度納付に係る国民年金保険料は、特例納付に係る保険料に比べ低額であるため、通常、過年度納付分を先に納付した後に特例納付を行うのが自然であるところ、オンライン記録によれば、過年度納付分に優先して特例納付を行っているなど納付記録に不自然さが見られる。

なお、申立人と申立期間に係る納付記録が同一であった申立人の妻は、既に、年金記録確認第三者委員会に年金記録に係る確認の申立てを行い、記録訂正が認められている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月並びに4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月及び同年3月  
② 平成4年8月

私の夫が、平成4年11月頃に婚姻届を提出した際、私の年金記録を確認したところ、独身時代に国民年金保険料の未納期間があったので、未納保険料を含めて納付手続を行った。その後、保険料の納付書が送付されてきた直後に一部の保険料を納付し、残りは1年ほどかけて分割で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、平成4年11月頃に婚姻届を提出した際、未納とされていた申立人の国民年金保険料を含めて納付手続を行い、送付されてきた納付書により保険料を納付したと具体的に供述しているところ、オンライン記録では納付日は不明であるものの、申立期間②前後の4年4月から同年7月までの4か月分並びに同年9月及び同年10月分の2か月分の保険料が過年度納付されていることから、申立人の夫の供述内容と符合している。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の夫が婚姻届を提出した際、過年度納付することは可能である上、申立期間①は2か月及び申立期間②は1か月と短期間であることから、納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、昭和 45 年 6 月に、国民年金に任意加入して保険料の納付を始めた。その後、一時期、厚生年金保険の被保険者になったが、退職後は、国民年金に再度加入して保険料の納付を始めたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 6 月に国民年金任意加入被保険者の資格を取得した後は、国民年金の加入期間については申立期間を除き国民年金保険料は納付済みである上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 61 年 1 月から平成 3 年 3 月までは、厚生年金保険第 4 種被保険者として任意加入し、通算 240 月の厚生年金保険料を納付している上、その後、60 歳から 65 歳到達時まで国民年金に任意加入して保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、オンライン記録によれば、昭和 51 年 8 月から 52 年 10 月までの付加保険料を納付している期間については、60 年 11 月に追加処理されており、行政側の記録管理の不備がうかがえることなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

私は、昭和33年12月から平成15年2月までの期間において、継続してA社に勤務した。

申立期間については、同社B事業所から同社C事業所へ異動した時期で、厚生年金保険被保険者資格の喪失日又は取得日が相違していると思われる。

厚生年金保険料はそれまでと変わらず給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員個人台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年1月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年11月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和41年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを40年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格の喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和44年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月25日から同年3月26日まで

「厚生年金受給者便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支店から同社本社に転勤した時期に当たるが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する労働者名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和44年2月25日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和44年2月25日とすべきところ、当社本社において、誤って同年3月26日として届け出たものと思われる。」と回答していることから、事業主は、昭和44年3月26日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 11 日から 40 年 4 月 14 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 16 日から 41 年 11 月 4 日まで  
③ 昭和 41 年 11 月 4 日から 43 年 12 月 26 日まで  
④ 昭和 44 年 10 月 6 日から 45 年 3 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD社に勤務していた申立期間④について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

脱退手当金を受給したとされる時期には、出産のため自宅で静養しており、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日前後の昭和 43 年 3 月 1 日から 51 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者 24 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め二人のみであり、申立人以外の一人の支給決定日は平成 22 年 10 月 5 日であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間④より前の2つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、

このうち、申立期間④の直前で、9か月と比較的長期間であるE社に係る被保険者期間の脱退手当金の請求を失念するとは考え難い上、E社の被保険者期間と全ての申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は申立期間④に係る事業所に勤務する前の昭和44年5月\*日に婚姻のため改姓し、改姓後、おおむね1年2か月後に脱退手当金の支給決定がされているが、脱退手当金の裁定があれば申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更されると考えられるところ、変更処理は行われておらず旧姓のままとなっており、申立人が脱退手当金の受給を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月11日から38年1月16日まで  
② 昭和38年8月21日から40年1月21日まで  
③ 昭和41年4月22日から42年4月1日まで

オンライン記録では、申立期間(①A社、②B社、③C社)における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和43年4月10日に支給決定されたこととなっていること、及び申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「事業主から脱退手当金に係る手続について説明を受けたことは無い。」と供述していることから判断すると、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間のD社における被保険者期間(計2か月)についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている上、未請求となっている被保険者期間は申立期間①、②及び③と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から同年11月1日まで

B社C事業所からA社（現在は、B社）D事業所に出向した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社E工場が提出した辞令簿及び社員名簿などから判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から昭和 39 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 42 年 10 月 1 日まで

日本年金機構のはがきにより A 社の脱退手当金を受け取っていることになっていることを知ったが、脱退手当金が支給されたとする当時、私は、退職してから B 市から C 市に転居することになり、身の回りの整理に忙しくしていたため、脱退手当金を請求していないし、支給されたことの記憶も無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 44 年 6 月 13 日に支給決定されたことになっていること、及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人の前後の脱退手当金の受給資格のある 20 人のうち、脱退手当金を受給しているのは一人のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間の D 社における被保険者期間（5 か月）及び脱退手当金請求直前の A 社における被保険者期間（7 か月）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人が、特に請求直前の最後の期間を失念するとは考え難い上、未請求期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

オンライン記録では、A事業所とB事業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年3月13日に支給決定されたこととなっている。

しかしながら、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（6か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に勤務した事業所を失念するとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と123円相違している。

また、申立人は、「B事業所は退職勧奨により止む無く退職したものの、就職活動をして、間もなく別の事業所で勤務することができた。」と供述しているところ、申立人に係る厚生年金保険の加入記録から、申立人は、B事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和45年1月1日に喪失後、6か月後の同年6月1日に他の事業所で同資格を取得していることが確認でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 54 年 2 月までの期間、55 年 2 月から 58 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から 54 年 2 月まで  
② 昭和 55 年 2 月から 58 年 12 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

大学卒業後、会社勤務し、11 か月後に家庭の事情で県外から A 市に戻り、父が経営していた家業を手伝うことになった。その際、昭和 55 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、区役所の年金係の職員から、「満額受給できるように遡って納付する制度があるがどうするか」と聞かれ、会社勤め時の貯金を持ち帰っていたので、50 年 6 月まで遡って納付したと記憶しているので、申立期間①が未納とされているのは納得できない。

また、加入手続をしてしばらくは、送付されてくる納付書によって銀行で納付していたが、その後、銀行口座振替で納付するようになったと記憶しているので、申立期間②が未納とされているのも納得できない。

さらに、申立期間③については、その前後の期間は納付しており、家業は昭和 35 年に父が開業し、現在の私に至るまで継続しており、その 3 か月のみ失職したという事実も無く、未納となることはあり得ないので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市の国民年金被保険者名簿により昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 55 年 2 月 20 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが同名簿により確認できるところ、平成 3 年 4 月 1 日前は学生は国民年金には任意加入とされており、申立期間①当時、



学生だった申立人は任意加入期間となり、制度上、遡って被保険者資格を取得できない上、申立人は任意加入期間後に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、厚生年金保険被保険者期間中は国民年金被保険者にはなれないことから国民年金被保険者資格の取得日が、当該厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっていることと符号し、申立期間①は未加入期間となることから、申立期間①の保険料を納付することはできない。

2 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認できるところ、前述の被保険者名簿によると、記号番号払出し直後の 61 年 4 月 28 日に、その時点で時効が完成しておらず最大限遡ることができる申立期間②直後の 59 年 1 月を始期とした 60 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

3 申立期間③について、前述の被保険者名簿によると、過年度納付されているのは、昭和 61 年 4 月 28 日以降は 62 年 8 月 28 日となっており、その時点で時効が完成しておらず最大限遡ることができる申立期間③直後の 60 年 7 月を始期とした 61 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間③の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 8 月まで

私は、会社を退職後に結婚したが、結婚後も同居していた母が私の国民年金への加入手続及び保険料の納付をしてくれた。

国民年金保険料を納付していたことを証明する資料は無いが、納付していたことは間違いないので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 53 年 9 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、制度上、未加入期間である申立期間については遡って国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳においても、昭和 53 年 9 月に初めて国民年金に任意加入していることが確認できるほか、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も記憶が定かではないことから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで  
私は、夫と一緒に国民年金に加入し、同じように保険料を納付してきたが、夫は、昭和 51 年 4 月から納付済みとされているのに対し、私は 52 年 4 月から納付済みとされている。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 10 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となること、A 市の国民年金被保険者名簿では、納付書送付等の記録を記載する「補記」欄に「52/4～」と記載され、51 年度までの「検認記録」欄には「みのう」との記載が確認できるほか、これら記録は特殊台帳及びオンライン記録と一致していることから、申立人は 52 年 4 月から保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿では、前述の補記欄に「51/4～」と記載され、昭和 50 年度までの検認記録欄には「みのう」と記載されているが、51 年度の検認記録欄には過年度納付の記録が確認できるほか、これら記録は特殊台帳及びオンライン記録と一致していることから、夫婦の保険料に係る納付行動は別であったものと考えられる。

なお、申立人の夫は、60 歳に到達するまでの国民年金保険料の納付月数が、昭和 51 年度の 12 か月分の保険料を含めた場合に国民年金に係る受給資格期間である 300 月を超えることになることから、当該受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して、過年度納付を行ったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで  
現在も勤務しているA組合本部が運営する「B事業所」における申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書及びA組合本部が提出した給与台帳によると、申立期間のうち平成 19 年 11 月を除く期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間の全てにおいてオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は平成 19 年 7 月にそれまでの 9 万 8,000 円から 10 万 4,000 円に変更されており、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届における報酬月額の記載内容と一致することが確認できる一方、平成 22 年 12 月にA組合本部に確認したところ、同本部が新たに提出した給与台帳及び申立人が提出した給与明細書により、同年 7 月の随時改定については、本来、同年 4 月から同年 6 月までに申立人に支給された報酬月額を事業主が記載すべきところ、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月に支給された報酬月額が誤って記載されていることが確認でき、これにより本来 11 万円と決定されるべき標準報酬月額が、10 万 4,000 円と決定され、記録されていることが確認できる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 30 日から 39 年 8 月 21 日まで  
私は、出産のために申立期間の事業所を退社したが、当時のことは昭和 39 年\*月に長女が誕生したのではっきりと記憶している。  
脱退手当金を請求したことも、一時金としてもらった記憶も全く無い。  
申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 39 年 8 月 21 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、受給資格がある女性 11 人について支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給している 7 人のうち、5 人が資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社で脱退手当金の請求手続をしてもらい受け取った。」と供述していること、及び当時の社会保険事務担当者であった同僚は、「上司の言われるとおりに退職者に説明し、各々の希望に沿った形で手続をしていた。ほとんどの退職者が受給希望だったと記憶しており、そのほとんどは、会社側で手続を行っていた。私自身も会社で請求してもらい、退職して数か月後に受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額（1 万 425 円）に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 11 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立期間前に勤務した事業所における被保険者期間の脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間の事業所に係る記号番号とは別の記号番号で管理されている上、当該期間について、申立人は、申立期間の事業所に対し、申立期間前に別の事業所に勤務していたことを申告しておらず、厚生年金保険被保険者証を提出していない旨の供述しており、脱退手当金請求書が提出された際に、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、全ての被保険者期間を知り得ることが困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 11 日から 42 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 6 月 21 日から 45 年 1 月 21 日まで

私は、A社を退職後、B社（申立期間①）の厚生年金保険加入期間については脱退手当金の請求に係る手続をした記憶が有るが、A社（申立期間②）の厚生年金保険加入期間については手続をした記憶は無い。

平成 22 年 9 月 28 日に、日本年金機構から「脱退手当金をもらったかどうか。」の確認の通知が来たので、年金事務所で相談したところ、脱退手当金を支給済みであるとの説明があった。

両申立期間については脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査して、記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の事業所を退職後、申立期間①の期間について脱退手当金支給の請求に係る手続をした記憶が有るとしているが、申立期間①及び②の期間は、同じ厚生年金保険被保険者番号で管理されていること、及び申立期間①のみの厚生年金保険被保険者期間では、脱退手当金の支給要件を満たしていないことから、申立期間①及び②について合算して脱退手当金が支給されていることに不自然さは無い。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②の期間を合算した脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 5 月 29 日に支給決定がなされており、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに申立期間①の期間のみの脱退手当金を支給したとする事実も確認できない。

なお、申立期間①と申立期間②との間に、脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、当該期間は、2 か月と

短期間であることなどもあり、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 59 年 7 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社に昭和 56 年 3 月に入社し、59 年 7 月に退職するまでの期間であり、同社から交付された健康保険被保険者証で病院を利用した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 59 年 11 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、「A社は、従業員数が多かったので、申立人のことを記憶していない。申立期間当時の資料は保管していない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事務全般に携わっていたとする事業主の妻、及び申立人が記憶する社会保険等の加入手続の事務に携わっていたとする同僚は、「A社では、常勤の従業

員であれば、必ず厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。当該手続を行っていないのであれば、申立人は、パート又はアルバイトとしての勤務であったと思われる。」と供述している上、上記の社会保険等の加入手続の事務に携わっていたとする同僚は、「A社では、申立期間当時、厚生年金保険の加入手続と同時に雇用保険の加入手続を行っていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人については、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得日が一致していることが確認できる一方、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間のうち昭和58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 21 日から 37 年 11 月 17 日まで  
② 昭和 40 年 8 月 25 日から同年 10 月 7 日まで  
③ 昭和 41 年 1 月 4 日から 49 年 1 月 18 日まで

平成 12 年頃、年金請求の手続を行うために、社会保険事務所（当時）へ出向いたところ、申立期間について、脱退手当金を受給した期間となっていることを初めて知った。

若い頃は自分自身の年金が受給できるか否かについて考えたことが無く、脱退手当金制度について知らなかった。脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金について、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 38 年 6 月 25 日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 37 年 11 月 17 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者 23 人（資格喪失後 6 か月以内に別の事業所に勤務した者を除く。）の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む 11 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、A 社は、「従業員が退職する際に、脱退手当金の説明を行った上で、代理請求手続を

していたと思う。当社では、脱退手当金を受給する従業員が多数おり、申立人にも退職時に脱退手当金を支払ったと考えられる。」と回答していること、及び当時の事務担当者から、退職の際、会社から脱退手当金についての説明及び脱退手当金の請求手続を行った旨の供述が得られていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、厚生年金保険の脱退手当金は、本人又は本人から委任を受けた事業主が脱退手当金裁定請求書に請求時まで加入していた全ての厚生年金保険被保険者期間又は事業所名等の必要事項を記載した上で請求し、それに基づき社会保険事務所において裁定処理を行い、原則として請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間を対象として支給されるものであるところ、申立人の当該脱退手当金の支給時点において、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、当該未請求の被保険者期間と申立期間①に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間①に係る脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間が存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

- 2 申立期間②及び③について、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②及び③の期間を合算した脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和49年7月11日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」及び「厚生年金保険被保険者記録（回答）」が所轄年金事務所に保管されており、当該裁定請求書には、申立人が申立期間②及び③に係る脱退手当金の請求を行い、社会保険事務所が受け付けた旨の記載及び押印が確認できる上、当該裁定請求書に記載されている住所は、申立人が供述する当時の住所地と符合しているとともに、「脱退手当金と通算老齢年金について」の説明に係る申立人の承諾書が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求が行われ、申立期間②及び③に係る脱退手当金が支給されたものと考えられる。

- 3 このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 18 日から 43 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 9 月 26 日まで  
③ 昭和 45 年 6 月 15 日から 48 年 12 月 26 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和49年4月12日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、厚生年金保険の脱退手当金は、本人又は本人から委任を受けた事業主が脱退手当金裁定請求書に請求時まで加入していた全ての厚生年金保険被保険者期間又は事業所名等の必要事項を記載した上で請求し、それに基づき社会保険事務所（当時）において裁定処理を行い、原則として請求時までの全ての厚生年金保険被保険者期間を対象として支給されるものであるところ、申立人の当該脱退手当金の支給時点において、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、当該未請求の被保険者期間については、申立期間①及び③とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたこと、及び当該未請求の被保険者期間と同じ厚生年金保険

被保険者記号番号で管理されていた申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、本来は、当該被保険者名簿に記す必要が無いにもかかわらず、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることを踏まえると、支給されていない被保険者期間が存在することが不自然であるとまでは言えない。

さらに、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和48年12月26日の前後に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者13人の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む6人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち5人については脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、4人が厚生年金保険被保険者資格の喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性を否定できない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 21 日から 40 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 7 日から 42 年 6 月 25 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の脱退手当金を受給したこととされているが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和42年9月22日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が所轄年金事務所に保管されており、当該裁定請求書において、申立人の申立期間に係る脱退手当金の請求が昭和42年6月30日に受け付けられたことが確認できる上、当該計算書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額、及び「小切手交付済 42. 9. 22」のスタンプが記載され、オンライン記録と符合している。

さらに、前述の裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所の名称」欄及び「公的年金加入歴」欄、並びに当該裁定請求書に添付されている昭和42年分退職所得の受給に関する申告書の「退職所得の支払者の名称及び所在地」欄に、申立期間②に係る事業所印が押されているとともに、当該裁定

請求書の欄外に「脱退希望」の記載と併せて申立人の姓の印が押されていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

加えて、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申し出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、前述の裁定請求書では、脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険の被保険者期間として届け出られている期間は、申立期間①及び②に係る期間のみであり、申立期間前の2つの事業所に係る被保険者期間は届け出られていないことが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 10 日から平成元年 4 月 1 日まで

A社に昭和 63 年 1 月 10 日に入社し、営業担当として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成元年 4 月 1 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人が少なくとも平成元年 4 月 1 日より以前からA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、平成元年 5 月 1 日から 6 年 8 月 31 日までの期間となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録により申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は「私は、昭和 62 年 10 月に入社したが、社会保険に加入したのは平成元年 8 月 1 日である。」、「私は昭和 63 年 5 月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは、平成元年 11 月 1 日である。」と供述しており、前述のオンライン記録から厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の上司は、「私は昭和 61 年頃に入社したが、63 年 1 月まで厚生年金保険には加入していなかった。創業者は、『当社は営業担当者主体の会社であり、厚生年金保険に加入したくないという営業担当者も多かったから、加入させなかった。』と話していた。」と供述している上、当時の取締役は既に死亡しており供述を得ることができないが、後任の取締役は、「当時、社会保険に加入するのを嫌がる者も多く、従業員から申請があった時点で、加入手続きを取っていた。」と供述し、他の取締役も、「私は昭和 63 年 7 月に、営業担当者として

入社した。具体的な時期に係る記憶は無いが、勤務を開始してしばらくしてから社会保険事務所（当時）からの立入調査があったため、その後は、従業員を強制的に厚生年金に加入させた。」と回答していることから判断すると、当時、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない可能性がうかがえる。

このほか申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 21 日まで

A社を出産のために退職したが、勤務した期間については、脱退手当金は請求も受給もしていない。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和44年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険の被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、請求者の全ての被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがう。